

長野県赤穂高等学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

I. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

上記の考え方にに基づき、本校ではすべての職員が「いじめほどの学校にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に無関係の生徒はいない」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない安全で安心できる教育環境」の中で学習活動、生徒会活動、クラブ活動などに勤しむことができるように「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

いじめ防止の基本姿勢として、以下の項目を挙げる。

- (1) いじめは許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、職員間の情報共有と連絡系統を明確にする。
- (5) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- (6) 学校と家庭が協力して事後指導に当たる。
- (7) 以下、学校として特に配慮が必要な生徒について適切な支援と組織的指導を行う。
 - ① 発達障がいを含む障がいのある生徒
 - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒
 - ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

II. いじめの未然防止の取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

HR 活動・総合的な学習の時間・人権平和学習を通じて人権に関する学習を深め、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つように指導する。加えて、見て見ぬふりをすることや知らん顔することも傍観者として「いじめに加担している」ことを認識させるよう指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
 - ① 人権学習の充実を図り、思いやりの心、生命・人権を重んじる心を育てる。
 - ② 学年やクラスは異なるが、同じ校舎に集い、様々な活動に携わる仲間としての意識を高める。
 - ③ いじめを訴える意義と手段を周知徹底する。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - (ア) 生徒が主体的に取り組むことができる学習活動や学習教材の工夫。
 - (イ) 生徒の自主的な活動を支える生徒会活動の充実。
 - (ウ) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の提供
 - ② 人とのかかわり方を身に着ける活動
 - (ア) HR 活動を中心として人によって様々な思いや考え方があることに気付かせ、その中で認められる自分が存在するという自尊感情を育む。
 - (イ) HR 活動、清掃、生徒会活動、学校行事、クラブ活動などを通じて他人との協調性を育み、社会性を身に付ける。
 - ③ 自己実現を見通した計画の立案・実践将来の自分の姿を想像し、目標や見通しを持った学習計画の立案・実践に向けて適切な指導・助言を行う。

Ⅲ.いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1)いじめの早期発見のために対応。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を行い、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくよう努める。
- ②些細な変化も気付いた場合は、学年団や教育相談係などで気付いたことを共有し、多くの目で該当生徒を見守る。教職員が学校内で情報を共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条の規定に違反しうる。
- ③様子に変化がみられる場合は、教職員が積極的に働きかけ、生徒に安心感を持たせ問題の有無を確認する。解決すべき問題がある場合は、教育相談室などで当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート・いじめに関するアンケート」を実施し、生徒の悩みや人間関係の把握・解決に努め、いじめのない学校を目指す。
- ⑤保護者や地域からの情報提供に真摯に対応する。

(2)いじめの早期解決のための組織的対応

- ①いじめを発見した時は、学級担任だけでなく抱え込むことなく、学校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担の下でいじめの問題解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認を経ていじめられている生徒の安全を最優先とし、いじめている生徒に対しては懲戒処分も含め、毅然とした姿勢で指導に当たる。
- ③傍観者の立場にいる生徒に対してもいじめに加担しているという意識を持たせる。
- ④校内だけでなく、必要に応じて関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめられて生徒の心の傷のケアを目的としてスクールカウンセラーなどと連携して支援にあたる。

(3)家庭や関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が発生した時は、家庭との連絡をより密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集して指導に生かすよう努める。決して校内だけで解決を図ることのないよう心掛ける。
- ②日頃より学校生活相談センターなどの相談窓口を周知し、悩みを抱え込まないようにする。

Ⅳ.いじめの解消について

- ①いじめにかかわる行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること。
- ②被害生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと。その判断は面談等により確認する。

Ⅴ.法によるいじめ重大事態の対応について

- ①(基本姿勢)学校は、いじめを受けた生徒やその保護者の切実な思いを理解し対応にあたる。学校として、自らの対応に不都合なことがあっても、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切な説明を行う。
- ②(重大事態の定義) 法28条第1項
「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大被害が生じた疑いがあると認めるとき」
「いじめにより当該学校の生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ③(重大事態への対応)重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ④(被害生徒・保護者からの申立て)申立てがあった時点で、重大事態が発生したとして報告・調査にあたる。
- ⑤(発生報告)学校は、重大事態の発生又は疑われる時、速やかに長野県教育委員会へ報告する。
- ⑥(調査)重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である。

Ⅵ.いじめ問題に取り組むための組織

(1)学校内の組織

- ①「教育相談係」定期的に係会を開催し、問題傾向を有する生徒について、状況や指導について情報交換を行い、適切に対応する。アンケート結果などに基づき、必要に応じて生徒指導係と連携して指導に当たる。また、日常的な相談窓口として生徒の悩みなどの相談に応じる。
- ②「いじめ防止委員会」いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校長・教頭・教育相談係・養護教諭・生徒指導係・学年主任等による「いじめ防止委員会」を設立し、必要に応じて委員会を開催する。

(2)家庭や関係機関と連携した組織

- 緊急を要する生徒指導上の案件が生じた場合は、学校長の判断を下にいじめ防止委員会で対応を協議し、家庭や関係機関との連携を密にして迅速な対応を行う。